

第 30 回 千代田区住居表示審議会 資料

千代田区コミュニティ振興課

平成 26 年 4 月 17 日

目次

賛成及び反対の立場の方々の主張……………	2
論点及び意見……………	3
市町村合併の事例……………	5
参考資料……………	7

賛成及び反対の立場の方々の主張

項目	賛成	反対
経緯	住居表示実施時に「神田」がなくなることに疑問	過去の住居表示審議会において審議された結果、町名変更をした経緯がある。
	町名の保存等に関し、適切な措置を講ずべきとする附帯決議がある。	猿楽町・三崎町は住居表示法に基づき、住居表示が実施されている。
神田の歴史的文化的意味・地理・	「神田」をブランドと思っている人は多い。	千代田区猿楽町というのは美しい名前で、「神田」はつかなくともよい。
	地名も文化の一つ。昔に戻して正しい文化を伝えるのは我々の仕事	猿楽町は119年間、三崎町は121年間この町名で定着している。
	渋谷区猿楽町と間違える人が多いが、「神田」がつけば間違わない。	過去武家屋敷であった猿楽町・三崎町の地に「神田」をのせるのは歴史を大事にしない行為
		猿楽町・三崎町は神田駅から遠く、「神田」と付くと神田駅で降りて苦勞する人がいる。
町名変更の コスト	合理性・経済性だけで町名を考えてほしくない。	町名変更にはコストがかかる。
		第27回審議会において手続きに係る費用を区で整理しているが、人件費等を全く勘案していない。
意見の把握 住民等の	(事業所等の意見について)町会に入っている事業所で、署名をいただいたところはあるが、その後事業所の意向は聞いていない。	平成23年度に行われた意向調査はもう古く、回収率が低い上に、企業は対象外。再度、住民及び企業を対象とした意向調査を実施すべき。
	(若い人の意識について)あまり関心がないと思う。	納税者である企業(約1,400事業所、2万人)にも発言する権利がある。
その他	(町名変更を実施する場合の猶予期間について)一定の期間はあってもよい。	多数決の世の中ではあるが、話し合いもなくそのまま進んでいくのは納得ができない。
		今後、千代田区をどのように発展させていくかグローバルな視点を持ってほしい。

1. 三崎町・猿楽町地域の町名の変遷等

(1) 三崎町・猿楽町の住居表示実施等の経緯

- 住居表示の実施により神田冠称がなくなった地域は三崎町・猿楽町のほかにも多数存在する。ここだけを特別扱いする必要はあるのか。
- 猿楽町も三崎町も神田がとれて50年たっている。再びつけるのは難しいのではないか。
- (住居表示全般に対して)役人がやりやすいように実施したのではないか。

(2) 神田の文化・地理・歴史的意味

- 「神田」の歴史等について検討しなければならないのではないか。
- 地名や歴史のとらえ方は時代により変わるもの。今後千代田区は地名やその歴史をどう考えるかという観点で検討すべき。
- 神田警察署管内にいるという帰属意識がある。

2. 三崎町及び猿楽町の町名変更を実施した場合の影響

(1) 町名変更を実施した場合の手續や費用

- (市町村合併事例を参考にするという意見に対し)市町村合併は、地方分権の流れの中で行われたことであり、神田冠称と同列に考えることはできないのでは。
- 煩雑な手續き等については極力なくすことは重要

(2) 町名変更を実施した場合の手續等を円滑に行うための工夫

- 移行期間を設ければよいのではないか。

(3) その他

- もし神田冠称を実施すれば、前例となってしまうことを十分認識すべき。
- 神田冠称の復活は、警察・消防・郵便の業務に支障をきたすものではないと考えられる。警察・消防・郵便としては結論に従う。

3. 三崎町及び猿楽町の住民等の意見の把握

(1) 千代田区等に提出された署名や陳情等

- とくになし

(2) 三崎町・猿楽町の神田冠称に関する住民意向調査（平成 23 年度に千代田区が実施）の結果

- とくになし

(3) 現在における地域の合意形成状況をどのように確認するか。

- 地域の合意が整っているとは考えにくい。
- 審議を前に進めていくためにも、アンケートをとった方が良いのではないか。
- 企業の意見も大切だが、アンケートをするならそれをどう反映させるかが大切である。
- アンケートを実施するならば一事業所一票とするなど調査対象や実施方法を改めて議論すべき。
- 神田冠称復活に反対する立場の方々はアンケートの再実施を求めているが、アンケートの結果、賛成が多数であったとしても了解しないのではないか。
- 神田冠称実施の是非は住民の総意があって初めて議論すべき問題

(4) その他

- 神田の歴史等に正解はなく、個人の情感について対応は不可能
- 賛成・反対にそれぞれ理屈があり、どちらが正しいということはこの審議会では決められない。
- 話し合いで解決すべき問題

4. その他

- 一定の議論をしたら、社会的経済的影響を考慮し区が判断すべき。
- 住居表示実施から 40 年経過しており、神田冠称復活は今さらだと思う。
- 三崎町・猿楽町について神田冠称を復活させるならば、他の町も復活させたい。

市町村合併の事例

合併後	合併前	合併年月日	補助金※	意向調査 (住民)	意向調査 (事業所)
1 さいたま市	大宮市 浦和市 与野市	H13. 5. 1	不明	不明	不明
2 川 口 市	川口市 鳩ヶ谷市	H23. 10. 11	なし	あり	なし
3 成 田 市	成田市 下総町 大栄町	H18. 3. 27	なし	あり	なし
4 あきる野市	秋川市 五日市町	H7. 9. 1	なし	あり	なし
5 西 東 京 市	田無市 保谷市	H13. 1. 21	なし	あり	なし
6 新 潟 市	新潟市 白根市 豊栄市 小須戸町 横越町 亀田町 岩室村 西川町 味方村 潟東村 月潟村 中之口村 新津市	H17. 3. 21	なし	あり	なし
7 長 野 市	長野市 信州新町 中条村	H22. 1. 1	なし	なし	なし
8 豊 田 市	豊田市 藤岡町 小原村 足助町 下山村 旭町 稲武町	H17. 4. 1	なし	あり	なし
9 天 草 市	本渡市 牛深市 有明町 御所浦町 倉岳町 栖本町 新和町 五和町 天草町 河浦町	H18. 3. 27	なし	あり	なし

※ 市町村合併に伴う住所変更等により生じる負担(各種手続き等)に対する補助金



参考資料

要 望 書

千代田区長
石川 雅己 殿

平成 26 年 3 月 13 日

件名

千代田区として「猿楽町・三崎町」の町名にかかわる
歴史の調査をして議論頂きたい旨の要望書

提出者氏名

「猿楽町・三崎町」町名変更反対の会

代表

〒

住所

趣旨

電話

私たちの調査によりますと「千代田区猿楽町」も「千代田区三崎町」の町名について、過去をさかのぼり歴史的にみても、どこの文献をあたっても、専門家の調査においても、町名に「神田」とは、ついておりませんでした。

神田区が外れた時に、猿楽町は、一時期たった22年間だけ神田がついただけで、「猿楽町」のままの表記だった時期は、総トータルとして、120年間にのぼります。

また、三崎町の場合も、神田が付いた時期はたった20年間で「三崎町」のままの表記だった時期の総トータルは、122年間この表記です。

つきましては、「猿楽町」「三崎町」の町名由来の事実調査をして頂き、歴史的な確認をし、ご議論を賜りますようお願い致します。(以上)



要 望 書

千代田区長
石川 雅 己 殿

平成 26 年 3 月 13 日

件名

千代田区として「猿楽町・三崎町」住民と企業を含む
神田冠称反対賛成のアンケート調査を希望する要望書

提出者氏名

「猿楽町・三崎町」町名変更反対の会

代表

〒

住所

趣旨

電話

平成26年2月6日に「住居表示審議会」会場において、神田冠称について審議会委員の発言の大半が自分たちでは答え等出せないから区（区長）の判断に任せたいとの回答でした。

我々、「猿楽町・三崎町」町名変更反対の会としては、現在の状況下で区（区長）の判断をされる前に、1月29日に要望書を提出した通り、住民だけでなく企業も含んだアンケートを区として取るように、再度要望致します。

千代田区は、「防災」や「町づくり」などには「企業」や、「在勤者」の協力を仰ぎながら、猿楽町・三崎町で事業をしている「企業」の所在地に関わる住所表示の件については、全くアンケートに参加させないというのでは、あまりにも不平等な扱いで、この判断は大変おかしいと思います。

さらに、平成24年に区が行った当時の調査でも、住民の賛否の数が拮抗しており、この僅差の数字で、これを基に判断を仰ぎ、どちらかに回答を出すのは、無理があり、当然出来ないはずだと考えます。

従って、公明正大に猿楽町、三崎町の18才以上の住民並びに企業、在勤者全てを網羅したアンケートを取り直し、町名変更の判断基準の一つにすべきだと考えますので、お聞き届け賜りますようお願い致します。

(以上)

26.3.17